

和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校体育施設使用者の使用心得（遵守事項）

- 1 使用に際し、事前に使用上の注意を受けること。
- 2 運営委員会の円滑な運営に努めるとともに、会務を積極的に行うこと。
- 3 学校管理者の指示に従うこと。
- 4 学校関連行事、地域行事、市役所関連行事等を最優先するため、使用許可の手続きが完了していても取り消す場合があります。
- 5 営利目的での使用は一切できません。
- 6 使用団体の責任者は、使用の際、使用者、同伴者、見学者等の指導・監督を責任をもって行うこと。
- 7 施設等の破損については、使用団体が責任をもって速やかに原形に復するとともに、破損届を教育委員会及び開放校校長に提出すること。
- 8 使用者等の負傷及び第三者への損害に対しては、その団体において適切な処置をすること。
(※施設設備の欠陥による事故を除いては、教育委員会は、一切責任を負わない。)
- 9 使用中に火災その他、重大事故が発生したときはただちに、適切な措置をとるとともに、教育委員会生涯学習課・警察・消防等関係機関に連絡すること。
- 10 使用申請内容に反する目的外使用及び校舎その他の目的外場所に立ち入らないこと。
- 11 使用に際し、必要な用具は、使用者・団体において準備、後始末すること。学校内への用具等の保管は原則として禁止する。また、学校備品を無断で使用しないこと。
- 12 運動場に設置したものを移動させたり、グラウンドの形状を変更しないこと。
- 13 使用後は、清掃を行い、ゴミ・空き缶は持ち帰ること。また、現状に復し、学校教育に支障のない良好な状態に整備し、施錠を確認すること。
- 14 自動車・単車・自転車の乗り入れ及び火気の使用は、原則として禁止する。また、学校付近に駐車して近隣住民に迷惑をかけること。
- 15 スパイク等の使用については、当該学校の許可を必要とする。
- 16 校内へのアルコール類の持ち込み及び酒気帯びでの運動は禁止する。
- 17 学校敷地内は禁煙とする。
- 18 学校用電話の使用及び取次は、一切しないこと。
- 19 その他、学校体育施設開放事業にふさわしくない行為を行わないこと。

※上記、遵守事項及びその他諸規定に反する行為を行った場合は、登録を取り消す場合もあります。